

交流籍を活用した 居住地校交流実施ガイド

～卒業後も地域で共に学び共に育つ社会を目指して～

令和3年12月
(令和7年1月改訂)
岡山県教育委員会

はじめに

我が国では、平成23年に障害者基本法が改正され、「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が規定されました。また、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が報告され、その中で、「特別支援学校における、居住地校との交流及び共同学習は、障害のある児童生徒が、居住地の小・中学校等の児童生徒等と共に学習し交流することで地域とのつながりを持つことができることから、引き続きこれを進めていく必要があること」が示されました。平成26年1月、我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、いわゆる「合理的配慮」や教育における「インクルーシブ教育システム」等の理念が提唱されています。さらに、小学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則第5 学校運営上の留意事項 2家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携において イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることと示されました。

本県においても、障害の有無にかかわらず、誰もが共に学び、互いを認め合える社会の実現を目指していくことが重要であると考えており、そのためには、障害のある子どもの居住地における交流及び共同学習（以下「居住地校交流」という。）を着実に進めていく必要があると考えています。

そこで、令和3年度に「『交流籍』を活用した居住地校交流充実事業」を実施し、その仕組みを整備するとともに、「『交流籍』を活用した居住地校交流実施ガイド」を作成しました。令和4年度からこのガイドに基づいて各学校で居住地校交流を行うことにしました。

ガイドには、各学校において、居住地校交流が円滑かつ適切に実施できるような内容を示しています。各学校においては、インクルーシブ教育システムの理念とその重要性を御理解いただくとともに、このガイドを積極的に活用して居住地校交流を実施することにより、全ての子どもたちが豊かな人間性を育てていくことを期待します。

最後に、モデル地域の関係市町教育委員会、県立特別支援学校の協力を得て、本ガイドを作成できましたことに、心より感謝申し上げます。

令和4年1月
岡山県教育委員会

目次

1	交流及び共同学習の意義と内容等	
(1)	「交流籍」による居住地校交流について	2
(2)	居住地校交流を通じた共生社会の形成	3
(3)	居住地校交流とは	3
(4)	教育課程上の位置付け等	4
(5)	居住地校交流の内容について	5
(6)	学習指導要領等の主な関係記述（抜粋）	6
2	居住地校交流及び共同学習についてのガイドライン	7
3	居住地校交流の進め方	
(1)	手続きの全体の流れ	8
(2)	県立特別支援学校（在籍校）における手続きの流れと留意点	9
(3)	小・中学校（居住地校）における手続きの流れと留意点	10
(4)	市町村（組合）教育委員会における手続きの流れと留意点	11
4	居住地校交流の実際	12
5	居住地校交流に関するQ&A	19
	【参考】障害のある児童生徒の理解	25
	【様式】【参考様式】	27

1 交流及び共同学習の意義と内容等

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

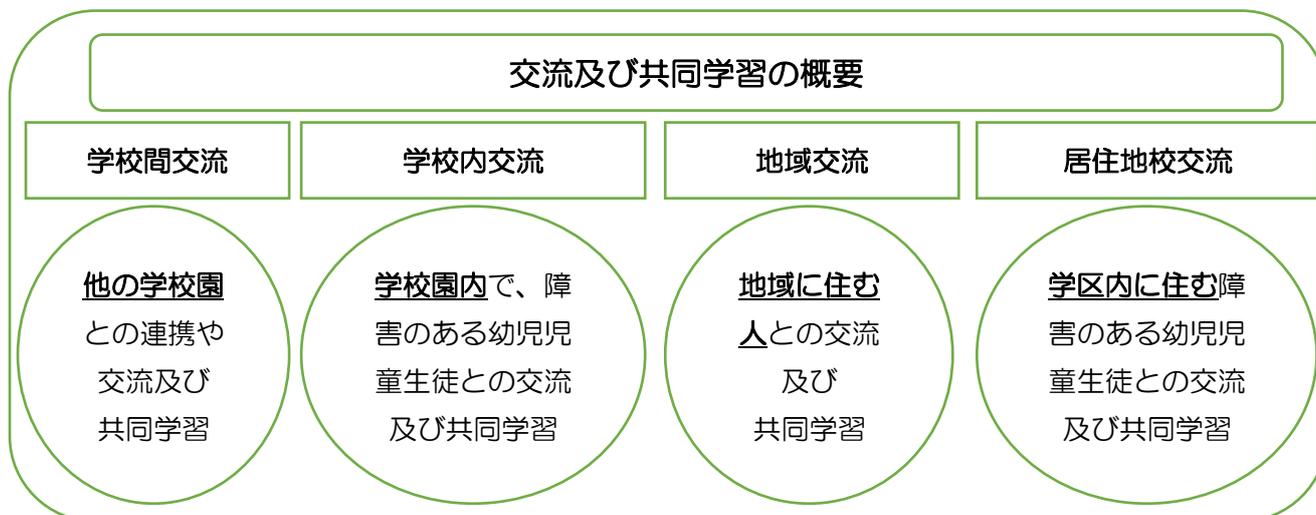
また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子どもにとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子どもにとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられます。

これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、子どもたちが幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

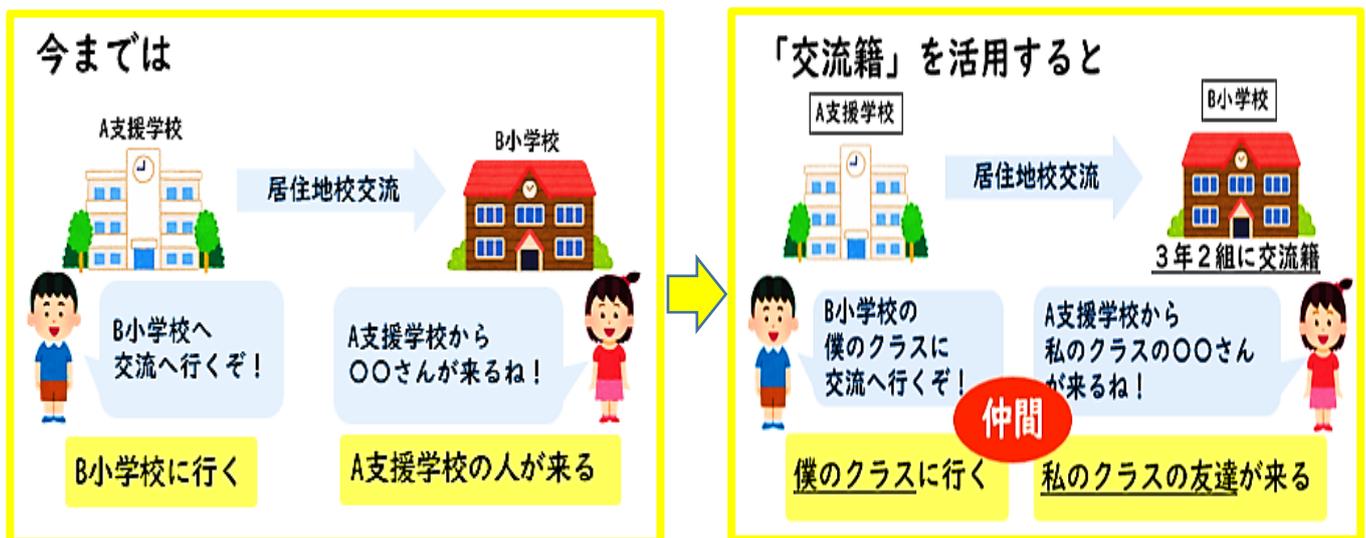


(1)「交流籍」による居住地校交流について

岡山県では、地域の仲間としてのつながりをより強めるため、居住地の小・中学校に「交流籍」を設け、交流籍を活用した居住地校交流を行います。

岡山県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校(以下、「居住地校」という。)におく副次的な籍のことを岡山県では「交流籍」と呼びます。「交流籍」があることにより、居住地の学校の一員として位置付けが明確になり、特別支援学校の児童生徒は「私の学校、私のクラス」、居住地校の児童生徒は「私のクラスの友達、仲間」という意識が芽生えます。居住地校交流の積極的な実施により、地域の仲間としての基盤が育ち、大人になってからも共に地域に生きる仲間としてのつながりが続いていくことが期待できます。

なお、特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒の学籍は特別支援学校にあり、特別支援学校と居住地校の両方に在籍できるというものではありません。



生涯を通じて共に地域で生きることを目指して

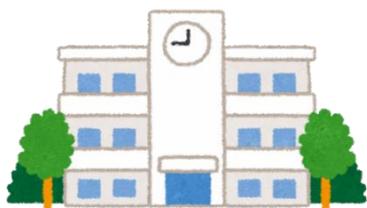
(2) 居住地校交流を通じた共生社会の形成

誰もがお互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現、地域での豊かな生活の実現のため、特別支援学校に在籍する児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒が「居住地校交流」を通して、多様な経験を積んだり、相互理解を図ったりすることが大切です。

(3) 居住地校交流とは

「居住地校交流」は、特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校で、その学校に在籍する児童生徒と共に学習を行う活動です。特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒とが、同じ地域の仲間として、地域の学校で共に学ぶことにより次のような学びがあります。

特別支援学校の児童生徒の学び



自分が住んでいる地域の小・中学校の同世代の児童生徒と学習活動を共にすることで、コミュニケーションの力を高めたり、お互いの個性の理解を深めたりする学びの場となります。また、社会性を身に付けたり、人間関係を広げたりすることも期待できます。

小・中学校の児童生徒の学び



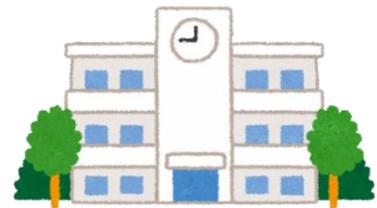
地域の仲間として、特別支援学校に在籍する児童生徒と自然に関わりながら、お互いのことを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となります。

(4) 教育課程上の位置付け等

居住地校交流は、授業時間内に実施する場合、児童生徒の在籍する学校の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。在籍校の授業であるということは、基本的には、在籍校の教員が指導を行うこととなりますが、具体的な指導形態等については、在籍校の教育活動の一環であることを考慮し、学校間で十分協議の上、児童生徒の個々の実態に即して適切に実施する必要があります。

また、あらかじめ活動や評価方法等について、学校間で十分な打合せをすることが大切です。特に、教科等の授業においては、児童生徒の個別の指導計画に基づき、指導のねらい、目標等を明確にしておくことが大切です。

特別支援学校（在籍校）



- ① 在籍校の教育課程において、各教科等のどこに位置付けるかを十分検討します。
- ② 個別の指導計画に基づき、「ねらい」を明確にします。
- ③ 計画の立案に当たっては、在籍校における当該児童生徒の学習進度に支障が生じないように配慮します。
- ④ 「ねらい」に基づき、適切に評価します。

小・中学校（居住地校）



- ① 年間指導計画等に追記するなど、計画的に実施します。
- ② 居住地校の児童生徒にとっての「ねらい」を明確にします。
- ③ 「ねらい」に基づき、適切に評価します。

(5) 居住地校交流の内容について

★居住地校交流の計画に当たって・・・

児童生徒のニーズや実態に応じたもので、居住地校と在籍校の行事や教科指導の進度、実態を考慮しながら、両校の児童生徒同士が自然な形で交流できるように計画していきます。

★居住地校交流の形態は・・・

【直接交流の例】（特別支援学校の児童生徒が居住地校に実際に行っている交流）

- ・特別支援学級の児童生徒と、両者の実態にあったプログラムを設定して学習する。
- ・通常の学級や特別支援学級の教科の学習に参加する。
- ・文化祭等の行事に参加し、鑑賞したり、活動に参加したりする。

例) 学校紹介、教科学習、スポーツ、昔遊び、クラブ、観劇鑑賞会、音楽鑑賞会、読み聞かせ会、文化祭、運動会、パラスポーツ、できるようになったこと発表会、音楽発表会、美術作品の協同製作、休み時間、給食 等



【オンライン交流の例】

（特別支援学校と居住地校がオンライン会議システムを用いての交流）

- ・当該児童生徒の教室同士を結び、教科学習や学校紹介などを行う。
- ・体育の時間に体育館を結び、スポーツでの交流を行う。
- ・音楽の時間に音楽室を結び、音楽での交流を行う。



【間接交流の例】

- ・学校便り、学年便り、学級便りの交換（肖像権に配慮）
- ・作品の掲示
- ・手紙の交換
- ・お互いの学級便りを掲示（肖像権に配慮）
- ・ビデオレター 等



(6) 学習指導要領等の主な関係記述（抜粋）

■幼稚園教育要領（平成29年3月告示）

第1章 総則 第6 幼稚園運営上の留意事項

3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。（略）また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

■小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

■中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

■高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

第1章 総則 第6款 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

2 居住地校交流及び共同学習についてのガイドライン

岡山県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒の居住地校における交流及び共同学習は次のように行うものとする。

- 1 居住地校とは、当該の児童生徒が居住している地域の小・中学校のことを言う。在籍校とは、当該児童生徒が在籍している特別支援学校のことを言う。
- 2 居住地校交流は、児童生徒と保護者の希望と意向を受けて行う。
- 3 居住地校交流は、居住地校と在籍校との了解のもとに実施する。
- 4 岡山県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校に「交流籍」を置く。学籍は、特別支援学校にあり、特別支援学校と小・中学校の両方に在籍はできない。
- 5 出席簿、指導要録等の公簿は、在籍校が作成し、居住地校は作成をしない（公簿に名前を入れない。欠番にもしない。）。
- 6 居住地校交流の回数は、児童生徒の実態、保護者の希望、在籍校・居住地校の状況に応じて決定する。
- 7 居住地校交流の実施に当たっては、事前に両校で作成をした計画を基に行う。
- 8 居住地校での直接交流を行う場合、登下校の送迎は保護者が行う。また、学習活動に必要な費用は、保護者が負担する。児童生徒の発作等の緊急時の対応については保護者が行う。
- 9 当日、欠席をする場合は、保護者が在籍校に連絡し、在籍校が居住地校に伝達をする。
- 10 直接交流を行う場合、在籍校の担当者が参加することを原則とする。ただし、回数を重ね、居住地校、保護者の合意が得られた場合のみ参加しないことも検討する。
- 11 教育課程に位置付けた居住地校交流において、児童生徒のけが等が発生した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの手続きは在籍校が行う。

3 居住地校交流の進め方

※以下の手続きについては目安であり、実態に応じて対応・実施してください。

(1) 手続きの全体の流れ

	県立特別支援学校 (在籍校)	小・中学校 (居住地校)	県特別支援教育課	市町村（組合） 教育委員会
3月下旬 まで	<ul style="list-style-type: none"> 懇談等で保護者・本人への説明、希望集約（在校生） 入学説明会等で保護者・本人への説明、希望集約（新入生） 			
4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 実施届を作成し、居住地校となる小・中学校へ送付 居住地校に送付した実施届を県特別支援教育課に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校から送付された実施届を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校から提出された実施届をもとに市町村ごとに名簿を作成し、教育事務所及び市町村（組合）教育委員会に送付 	
5月上旬 ～8月 下旬	<ul style="list-style-type: none"> 両校による計画の立案後、実施日や交流するクラスの欄を実施届に追記して、特別支援学校は県特別支援教育課に提出 			<ul style="list-style-type: none"> 県特別支援教育課から送付された名簿を確認
			<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校から提出された実施日と交流するクラスの欄追記済の実施届をもとに市町村ごとに計画書を作成し、教育事務所及び市町村（組合）教育委員会に送付 	
9月上旬				<ul style="list-style-type: none"> 県特別支援教育課から送付された計画書を確認
交流実施 後 2月まで	<ul style="list-style-type: none"> 両校で反省・評価を行い、特別支援学校から県特別支援教育課に報告書を提出 ※各学部1事例以上提出すること。 			

(2) 県立特別支援学校（在籍校）における手続きの流れと留意点



時期	担当	内容
3月 下旬 まで	担当者 教頭 担任	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等で居住地校交流について教員に説明する。（リーフレット及び本ガイドを活用する） 担任は懇談等で居住地校交流のねらいや意義を保護者に説明する。 「(様式1) 保護者宛文書」と「(様式2) 希望調査回答用紙」を作成し、保護者に配付する。
4月 下旬 まで	担当者 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 在籍校の教頭は居住地校の教頭へ、電話で挨拶と依頼をする。 保護者から回収した「(様式2) 希望調査回答用紙」を基に、「(様式3) 実施届」を作成し、居住地校となる小・中学校へ送付する。（※この時点ではまだ実施日・交流するクラスの欄は記入されていない状態。） 居住地校となる小・中学校へ送付した「(様式3) 実施届」を県特別支援教育課にも提出する。
5月 月上旬 ～	担当者 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 担任は、居住地校と打合せを行い、計画を立案する（参考様式「居住地校交流 打合せシート」）。
8月 月下旬	担任 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 教頭は、「(様式3) 実施届」の「実施日・交流するクラス」の欄を追記し、県特別支援教育課に提出する。
2月 まで	担任 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 担任は、居住地校と反省・評価を行い、「(様式4) 報告書」を作成し教頭に提出する。 教頭は、「(様式4) 報告書」を県特別支援教育課に提出する。（※各学部1事例以上提出すること）

校内では・・・

☆学部の教頭と居住地校交流担当の役割を分担してすすめましょう！

（例：外部との連携や校内の日程調整は教頭、校内の研修や文書作成は担当等）

☆居住地校交流の日程が複数の学校で重ならないように計画を立てましょう！

（学校に残る教員が少なくなるため）

交流日までに・・・

☆可能な限り、打合せを居住地校で行い、教室環境や施設・設備を確認しましょう！

（不可能な場合はオンライン等で打合せを行うことが望ましい）

交流日当日は・・・

☆児童生徒が主体的に活動できるように支援しましょう！

☆居住地校の先生は主に全体の指導を、在籍校の先生は主に児童生徒が十分に活動できるように支援しましょう！（居住地校の先生や児童生徒、保護者に任せるのではなく、関わり合いが生まれるように支援する）

(3) 小・中学校（居住地校）における手続きの流れと留意点



時期	担当	内容等
4月 下旬	担当者 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校の教頭から電話で依頼を受ける。 ・「(様式3) 実施届」が在籍校から送付されるため、確認をする。
5月 月上旬 ～	担任 教頭 教務	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、在籍校と打合せを行い、計画を立案する（参考様式「居住地校交流 打合せシート」）。
2月 まで	担任 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、在籍校と反省・評価を行う。

校内では・・・

☆教頭は、学区内に特別支援学校に通う児童生徒がいるかを確認しましょう！

（就学に関する資料、特別支援教育コーディネーター等から情報を得る）

☆教頭、教務、担任は、どのような交流ができそうか、在籍校の担当者と計画を立案しましょう！（実施時期、教科、領域、内容等）

交流日までに・・・

☆可能な限り、在籍校との打合せを居住地校で行い、教室環境や施設・設備を在籍校の担当の先生と一緒に確認をしましょう！

（不可能な場合はオンライン等で打合せを行うことが望ましいです）

交流日当日は・・・

☆児童生徒が主体的に活動できるように支援しましょう！

☆居住地校の先生は主に全体の指導を、在籍校の先生は主に児童生徒が十分に活動できるように支援しましょう！

☆担任の先生等の関わり方が、児童生徒の手本となります！

（同年齢の児童生徒として関わる、できることは自分でさせる、お客さんとして扱わない等）

(4) 市町村（組合）教育委員会における手続きの流れと留意点



時期	担当	内容等
11月頃	就学 担当者	・市町村内に居住する児童生徒の中で特別支援学校に在籍、又は就学予定の者について把握する。
5月上旬	担当者	・県特別支援教育課から送付された名簿を確認する。
9月上旬	担当者	・県特別支援教育課から送付された計画書を確認する。

所管する学校に対して・・・

☆実施状況を確認しましょう！

（卒業後も地域で共に生活する仲間としての取組、障害のある人への理解啓発、特別支援学校との連携強化等の視点）

☆必要に応じて指導・助言をしましょう！

（教育課程上の位置付けについて、学習指導要領との関連について※）

※障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、障害の有無に関わらず、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。

4 居住地校交流の実際



1. 居住地校交流への期待・実施後の思い

(1) 保護者

【肢体不自由部門小学部 中学年】

〈概要〉通常の学級で交流している。交流学級の時間割に沿って参加している。

〈交流場面〉朝の会、国語、算数、総合的な学習の時間

【Aさんの保護者】

- ・入学前の学校公開の時に、教頭先生から居住地校交流の説明をしてもらい、「ぜひ、やりましょう」と声を掛けてもらったことが、始めるきっかけになりました。
- ・大きな集団での授業の良さやクラスメイトと協力し、喜びを分かち合うなど、特別支援学校では味わえないことを経験してほしいなと思っています。

〈交流を終えて〉

- ・交流校の先生を介しての部分もありますが、自分から話しかけることができるようになってきました。
- ・朝の会や授業など、その場の雰囲気になじむのが早くなってきたように感じています。

【肢体不自由部門小学部 中学年】

〈概要〉通常の学級で交流している。交流学級の時間割に沿って参加している。

〈交流場面〉音楽、休み時間

【Bさんの保護者の方】

- ・3年生になってから、友達に興味をもてるようになってきたので、同年代の多くの友達と関わることでできる居住地校交流を行うことにしました。他の保護者の方から「やって、よかったよ」と教えてもらったのも、始めるきっかけになりました。
- ・本人のことを知ってもらい、好きなことやできることを知ってもらうと同時に、不便なことや問題になるような事実も理解してもらいたいです。
- ・居住地校の友達がどのような授業を受けていて、どのような姿勢で学んでいるかを見て体験してほしいです。その授業に参加して、できることは一緒に行い、知識を広げることができたらいいと思います。
- ・交流する中で、お互いの気持ちが通じ合うキャッチボールの成功体験をし、友達と自分自身の価値を高めてもらいたいです。

〈交流を終えて〉

- 同学年の友達と交流することでの本人の学びは、大きいです。
一緒に学ぶ中で、自分も同じようにやりたい、できるという意欲をもっているのを感じます。

【知的障害部門小学部 中学年】

〈概要〉 通常学級で交流している。交流学級の時間割に沿って参加している。

〈交流場面〉 体育、音楽、業間休み

【Cさんの保護者】

- 地域の多くの人に本人のことを知ってもらいたいと思っていました。入学後に、教頭先生から居住地校交流についての説明を受けました。よい機会だと思い実施することに決めました。
- 本人のことを知ってもらい、学校でないところでも声を掛けてもらえるような関係を作ってほしいです。
- 交流を通して、時間やルールを守って行動するなどの体験をしながら、意識できるようになってほしいです。
- 困った時に周りの人に「手伝って」とか「助けて」と言うことで、困っていることを伝えることを学んでほしいです。

〈交流を終えて〉

- 交流校の友達の姿を見て、自分もやってみたいという気持ちをもつことができていました。いろんなことにチャレンジできるきっかけをもらっていると感じています。
- 交流校の先生も友達も、Cさんと一緒に過ごすことで、自分たちが考えていた行動と違っているのを見て、どうしてかなと思ったり、考えたりしてもらえました。

(2) 特別支援学校の児童生徒



- 小学校の友達と勉強することは良いことだと思います。今、交流しているクラスの先生は、話がおもしろいので楽しいです。緊張することもあるけど、続けていきたいです。
- 小学校の友達はやさしいので、一緒に勉強するのは、楽しいです。これからも、一緒に勉強したいです。

(3) 居住地校の児童生徒



- 好きなことや得意なこと、苦手なことが分かりました。
- 学校の授業のプールが好きだと聞いて、私と同じだと思いました。
- できることがたくさんあることが分かりました。
- 支援学校の友達も、私たちと同じようにがんばっていることが分かりました。
- ていねいに話したり、一人ずつ話したりした方が伝わりやすいと感じました。
- まだ、小学校に慣れていないところがあるので、困っている時は手助けしたいと思います。
- 学校以外で会ったら、あいさつしたり、話し掛けたりしたいです。

(4) 特別支援学校の担任の先生



- 場所が変わっても、日々の学習で身に付けた力を発揮してほしいです。
- 普段と違う大きな集団の活動で様々なことを感じて楽しんでほしいです。
- 授業の中で、自分の興味をもったことに積極的に挑戦することができていました。居住地校交流を実施することで、興味、関心が広がったと感じています。
- 交流校で事前学習を行ったので、得意なことや苦手なこと、支援学校についても交流校の先生や児童生徒に知ってもらうことができました。
- 地域の同年代の友達とつながるきっかけができたと思います。保護者の方も、一緒に交流した小学校の児童が会ったときに声を掛けてくれたことを教えてくれました。

(5) 居住地校の先生



- 居住地校の児童生徒が、特別支援学校の児童生徒を、同じ地域に住んでいる仲間として意識することができるようになってほしいです。
- 一緒に活動し、お互いのよさや違いを認め、理解し合えるようになってほしいです。
- 居住地校の児童生徒が、どのように関わることが望ましいのか考える機会としたいです。
- どのように接したらいいか分からなかった本校の児童生徒も、関わる中で好きなこと、そうでないことを感じとり、思いやりをもって接する姿が見られるようになりました。
- 休み時間、自然に話をしたり、手伝ったりする姿が見られました。何度も交流することで、「交流している」というより、「友達に接している」という雰囲気、いろいろなところで見られるようになってきました。
- よりよい内容の交流ができるように、これからも支援学校の先生としっかりと相談しながら、居住地校交流を行っていきたいと考えています。

2. 活動の実際

(1) 肢体不自由部門小・中学部

<自己紹介>

- 音声出力装置を使って挨拶や自己紹介をした。
- 居住地校児童生徒が、一人ひとり学籍校児童生徒とハイタッチしながら自己紹介をした。

<総合的な学習の時間に参加>

- 銭太鼓の演奏を聴いたり、一緒に演奏に参加したりした。多くの児童生徒と触れ合えるよう、前半・後半で違うグループの友達と一緒にするようにした。

<国語の授業（図書）に参加>

- 司書の先生や居住地校児童生徒の読み聞かせを聞いた。
- 紙芝居を見聞きした。

<音楽の授業に参加>

- 本校児童生徒の好きな曲や交流校で学習している曲を、歌ったり演奏したりするのを聞いた。楽器を持って、演奏に参加した。
- 「パプリカ」の曲でダンスをするのを見た。事前に練習し、一緒に踊った。
- 手遊び歌「あんたがたどこさ」を一緒にした。「さ」の所で友達とタッチするようにした。

・「いるかはざんぶらこ」の3拍子のリズムで居住地校児童生徒が「足・体・体」と触れながら一緒に歌った。「なべなべそこぬけ」の歌に合わせて、手を左右に揺らしたり車いすで旋回したりした。

・「ロンドン橋」をみんなでした。居住地校児童生徒と手を繋いだり車いすを押してもらったりして、曲に合わせて移動した。

〈体育の授業に参加〉

・しっぽ取りゲームをした。

・手をつないでボールをけてパスするゲームに参加した。

・居住地校の児童生徒と手を繋いで、フラフープくぐりや人間知恵の輪をした。

〈学活の授業に参加〉

・「ジャンケンかもつれっしゃ」をした。さいころを使ってジャンケンをした。居住地校児童生徒に車いすを押してもらった。

・〇年生祭りに参加した。各コーナーでゲームをしたり景品をもらったりした。

・「給食で好きなメニュー」「冬休みにしたいこと」など与えられたテーマについて、班ごとにフリートークをした。テーマごとに班を回ってどの班が一番話しやすかったか本人がジャッジするようにしたので、どの班も盛り上がった。

・「だるまさんがころんだ」で、掛け声に合わせて車いすを押したり止めたりしてもらった。

・「キャッチゲーム」（先生がキーワードを言ったらペアの相手の手をつかむ）をした。

〈生活の授業に参加〉

・昔遊びで、こま回し、けん玉、お手玉、あやとりをした。支援学校から持参したこまを披露した。

〈休み時間を一緒に過ごした〉

・カードゲームを一緒にした。

・一緒におしゃべりを楽しんだ。

・かくれんぼをして遊んだ。

・居住地校児童生徒が在籍校児童生徒の好きな絵を描いて一緒に遊んだ。

・玉入れをして遊んだ。といをを使って居住地校児童生徒と一緒に玉を転がした。

(2) 知的障害部門小・中学部

〈生活の授業に参加〉

- ・「ぴよんぴよん動物」(紙コップ)・「パッチンがえる」を一緒に作って遊んだ。
- ・昔遊びや手遊び歌をした。

〈理科の授業に参加〉

- ・「風で動く車」の実験をした。

〈図工の授業に参加〉

- ・折り紙・お絵描き・うちわ作りをした。
- ・スタンプ遊びをした。

〈音楽の授業に参加〉

- ・事前に練習し、一緒に合唱・合奏をした。

〈体育の授業に参加〉

- ・マット・平均台・長なわ・フラフープ・おにごっこ・持久走をした。
- ・ドッジビーをした。

〈学活の授業に参加〉

- ・猛獣狩りゲームをした。
- ・空気砲を作って遊んだ。

〈行事に参加〉

- ・発表会の写真を撮って手紙に貼るという目的をもって、発表会の参観をした。

〈生活単元学習に参加〉

- ・支援学級の友達と一緒に、お店屋さんごっこをした。

〈休み時間を一緒に過ごした〉

- ・バスケットボール・転がしドッジをした。運動場の遊具で遊んだ。
- ・フルーツバスケットをした。
- ・坊主めくりをした。

〈給食時間〉

- ・給食を一緒に食べた。

3. 居住地校交流への要望

在籍校の保護者から居住地校交流について、ご意見をいただきました。いくつかを紹介しします。

- 障害理解を深めるために、本人の障害について話す機会があればよいと思う。
- もう少し交流の時間が長くなったらうれしい。
- 次に行く時は、活動内容の範囲を広げてほしい。

4. 居住地校交流実施による地域とのつながり

居住地校交流を行うことで、地域の人と関わる機会が増えたと感じている保護者がいました。ここでは、そのエピソードをいくつか紹介しします。

- 近くのスーパーマーケットで出会った時に、声を掛けてきてくれました。
- 地域の行事に参加した時に、一緒に交流した小学校のお友達が声を掛けてくれました。
- 兄弟が同じ学校に通っていて、学校の行事などで一緒に行くと、「昨年、居住地校交流で、同じクラスだったよ」などたくさん声を掛けてもらう機会が増えました。
- 子ども会の親の集まりの際に、居住地校交流のことで、他の保護者と話題を共有することができました。

居住地校交流の交流学級や活動内容等の計画は、本人・保護者からの要望をもとにして、交流校の先生と相談しながら行っています。

一人一人の居住地校交流が有意義なものとなることを目指しています。

5 居住地校交流に関するQ&A

Q1 居住地校交流をスムーズにスタートし、円滑に進めていくためには、どうすればよいでしょうか。

☆第一に交流及び共同学習の意義の理解を、次に管理職同士の連携を

居住地校交流をスムーズにスタートするためには、第一に交流及び共同学習の意義について、本人・保護者・在籍校・居住地校が理解することが大切です。次に、両校の管理職が連携を図ることが重要です。例えば、在籍校の管理職が居住地校を訪問し、学校の状況や子どもの障害の状態などについて情報交換をしたり、両校の担当者の情報や連絡経路を確認したりするなど、その後の連携が円滑に進むような道筋を作ることが大切です。管理職の理解と協力が、居住地校交流を円滑に進めていく上では、欠かすことはできません。

Q2 在籍校と居住地校、両校の担当者同士の連携の仕方について教えてください。

☆事前・事後の打合せを綿密に

両校の事前の打合せは、有意義な活動を行うためにもとても大切です。打合せの際は、在籍校の担当者が直接、居住地校を訪問し、教室環境等を把握しながら、「個別の教育支援計画」に基づいて児童生徒の実態、本人・保護者の願い等を説明するとともに、打合せシート等を活用しながら交流のねらい、内容、回数、配慮事項等について協議します。この協議を通して、計画書等を両校で作成していきます。また、居住地校の担当者が在籍校を訪問し、対象児童生徒が、日頃どのような環境で、指導・支援を受けているのかを知ることも大変有効といえます。

☆専門的なアドバイスを参考に

在籍校の教員は居住地校の教員に対して、指導上の配慮等で気付いたことを述べたりするなど、よりよい指導のためにアドバイスすることも重要です。

Q3 居住地校交流の計画や実施に当たって、本人・保護者の希望をどこまで受け入れることが必要ですか。

☆本人・保護者の希望に配慮しつつ、計画的な交流を

居住地校交流は、児童生徒本人・保護者の希望により実施されるものです。また、居住地校交流は多くの児童生徒にとって有意義であると考えます。一方で、障害について明らかにしたくない場合や実施できない事情がある可能性もあります。在籍校の担当者は、本人・保護者と面談等を行い、交流に対しての希望等を把握します。その後、両校による事前の打合せの中で、具体的な活動内容を検討し年間指導計画を作成していくこととなります。本人・保護者の希望する活動内容、交流の回数などについては、そのすべての要望に応えるのは困難な場合もあります。在籍校における学習に支障が出ないように配慮しながら、児童生徒の成長にとって、どのような内容が適切なのか、在籍校の担当者、居住地校の担当者、本人・保護者の三者が十分に話し合い、有意義な内容となるよう計画を立てることが大切です。

Q4 実施の際の引率や送迎は、誰が行いますか。

☆引率は、特別支援学校の教員が行います。

居住地校の直接交流については、毎回在籍校の教員が引率をすることを原則としています。（ただし、比較的障害の程度が軽度な児童生徒等で、以前から居住地校交流を数年続けている状況にあり、居住地校や保護者の合意がある場合のみ在籍校の教員が引率をしないことを検討することも考えられます。）児童生徒の実態を把握した担任が引率を行うことが望ましいのですが、在籍校に残る児童生徒の授業の実施という観点から、全ての交流の引率が難しい状況も考えられます。そこで、担任の引率が困難な場合は、在籍校内で調整を行う必要が生じます。例えば、教務担当、特別支援教育コーディネーター等が引率をすること、同一の居住地校に同日に複数の児童生徒がいる場合は引率する人数を減らすこと、学校ボランティア等を活用して学校に残る教員のサポートをすること等が考えられます。

☆送迎は、保護者が行います。

居住地校交流の実施に係る送迎については、保護者が行うことを原則としています。活動時間によって、在籍校と居住地校との間、自宅と居住地校との間など、様々な場合がありますが、居住地校交流は保護者の協力を得ながら進めていくことが大切です。また、医療的ケアが必要な児童生徒については、十分な合意形成を行うことが重要です。

Q5 居住地校交流実施に当たって、居住地校の施設面が整備されていない場合は、どうしたらよいでしょうか。

☆施設面の整備が前提条件ではなく、柔軟な対応を

居住地校の中には、トイレ、スロープ、手すり等の施設設備面の整備がなされていない学校もあります。このような場合は、両校の話し合いにより、トイレ、階段、机、移動などについて、できる範囲の配慮や工夫で対応することになります。具体的な合理的配慮や工夫に関しては、児童生徒個々の障害の状況により様々であり、在籍校の担当者、保護者との話し合いにより具体的に対応します。また、肢体不自由の児童生徒だけではなく、視覚障害や聴覚障害の児童生徒の交流でも、設備等の配慮が必要な場合があります。視覚障害の児童生徒には、危険な段差等の解消が望まれますが、これは、事前の打ち合わせの際に、校舎内外を両校の教師と共に歩きながら気を付ける箇所を、丁寧に説明していくことである程度解決できます。また、聴覚障害の児童生徒には、椅子・机の脚に騒音防止用のテニスボールを取り付けたり、FM補聴器を使用したりするなどの合理的配慮も考えられます。

☆社会での自立を視野に

なお、バリアフリー化が進んできているとはいえ、公共施設が常に障害のある人に使いやすく整っているわけではありません。障害のある人は、実社会ではその現状で工夫し、協力依頼や自力対応などで生活しています。したがって、施設の改善を要請することも大切ですが、すべての条件が整わなければ、居住地校交流ができないというのではなく、できる限りの合理的配慮や工夫をしながら実施していくことが大切です。また、居住地校の児童生徒に「心のバリアフリー」がしっかりと育まれていれば、施設設備面の不十分さの一部をカバーすることもできます。

Q6 居住地校交流で直接交流を行う場合、居住地校では、特別な授業をするのですか。

☆日常の学習活動を基本に、よりていねいに

毎回、特別な活動を設定することは、居住地校にとって大きな負担となり、交流そのものが長続きしない可能性があります。時には「お楽しみ会」等の特別な活動を設定する必要もありますが、在籍校の児童生徒が参加しやすい内容を居住地校の日常の学習活動から選定していくことを基本とします。例えば音楽を好む児童生徒であれば、音楽の授業での交流、体を動かすことが好きな児童生徒であれば、体育の授業での交流など、日常の学習活動の中でどのような交流ができるのかを考えていくことが大切です。

☆休み時間などの活用も

休み時間など、居住地校にとっては教育課程外の活動であっても、在籍校の教育課程や

個別の指導計画に基づいた内容であれば、活動として設定することができます。休み時間を共に過ごしたり、協力して掃除を行ったりすることで、子ども同士の関わりをより深めることもできます。また、居住地校においては、事前・事後の学習を教育課程に位置付けることが困難な場合があります。各教科等の時間だけでなく、朝の会や帰りの会の時間なども活用しながら、計画的に進めていくことが大切です。

Q7 対象児童生徒が怪我をしたり、事故が起きたりした場合の責任の所在はどこにありますか。

☆原則的な責任は、特別支援学校に

居住地校交流は、在籍校である特別支援学校の教育課程に基づいて計画的に実施されますので、怪我や事故の場合は、原則として在籍校の責任となります。ただし、児童生徒の送迎については、保護者が行うことを原則としています。保護者の責任の下、安全に十分留意して行います。

Q8 実施中の怪我や器物破損等の場合、保険の対象となりますか。

☆まず、安全確保を十分に

居住地校交流に係わる送迎及び交流活動については、「学校管理下での活動」に該当します。したがって、実施の際の児童生徒の怪我に対しては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。器物破損等の場合は、児童生徒が個人で加入している保険（任意保険）で対応することになります。しかし、何よりも大切なのは事故防止ですので、日頃から在籍校と居住地校が連絡を密にし、児童生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意しながら実施することが重要となります。

Q9 実施中の火災などの緊急時の対応はどうなりますか。

☆緊急時安全マニュアル等の確認を

児童生徒の移動及び活動の際は、特に安全に配慮するとともに、緊急時は、居住地校の「緊急時安全マニュアル」等に基づき、居住地校職員との連携を図りながら対応します。

Q10 実施の際、出席簿等の記載はどうしますか。また、在籍校の休業日に居住地校交流を行った場合はどうなりますか。

☆ 出席簿等の記載は在籍校での扱いに

居住地校交流は、在籍校である特別支援学校の教育課程に基づいて実施されますので、原則として、出席簿、指導要録上も出席として取り扱い、出席日数に加えます。ただし、例えば居住地校の運動会に参加するなど、在籍校の休業日に居住地校交流を行った場合は、在籍校の学校行事として扱うことはできません。授業日と休業日との振替は行わず、授業日数、出席日数には含めません。

☆ 在籍校の休業日に居住地校交流を実施する場合の留意点

在籍校の校長と居住地校の校長が十分協議し、実施の有無を判断することになります。その際、次の点に留意します。

- ① 在籍校の教育活動に支障が出ないようにすること。
- ② 特別支援学校の教員の引率が可能かどうか確認すること。
- ③ 送迎や引率について、保護者の協力を得ること。
- ④ 児童生徒の体力面や健康面に配慮し、無理のない計画を立てること。
- ⑤ 教育課程上の位置付けを明確にし、個別の指導計画に基づいた目標の達成を図ること。

Q11 児童生徒の情報のやりとりはどうすればいいでしょうか。

☆個人情報の取り扱いには最大限の注意を（※各市町村のセキュリティポリシーによる）

児童生徒の個人情報・写真・パワーポイントで作成したスライド、動画等については、

- ① 所属長に許可を得た上で、メール（パスワードをかける）を送る。
- ② 所属長に許可を得た上で、紙媒体やDVD等を相手先の学校へ郵送又は手渡しをする。
ことが可能と考えられます。また、居住地校と在籍校は、メールの送受後、直ちに電話で送受について確認をすること、居住地校は、DVD等を在籍校へ返却すること、居住地校は、メールやパソコン上のデータを使用後消去する等、個人情報の取り扱いには最大限の注意が必要です。

Q12 給食を一緒にとりたい場合はどうすればいいですか。

☆早めに居住地校や保護者に確認を

居住地校で給食を一緒にとる交流を行う場合は、可否も含め、自校給食・給食センター給食共に早めに申し出る必要があります。また、アレルギー対応が必要な場合もあるため居住地校や保護者に確認を行いながら進めることが大切です。（費用は保護者負担になります。）

Q13 年度途中に交流の申込みがあった場合はどうすればいいですか。

☆柔軟な対応が求められます

基本的には年度末から年度当初に、特別支援学校在籍児童生徒の保護者に実施についての意思確認を行います。しかし、転校等で年度途中に交流の申込みがあった場合は、転校の時期によってはいつから行うか等、保護者・在籍校・居住地校で話し合いながら柔軟に対応していくことが大切です。

Q14 名簿を作成する場合、どこに入れればいいですか。また、欠番にするのですか。

☆公簿には名前は入れません。欠番にもしません。

出席簿、指導要録等の公簿は在籍校が作成し、居住地校は作成しません。公簿には名前を入れませんし、欠番にもしません。ただし、交流籍を活用して交流を行うことを双方の児童生徒及び保護者が認識することが重要であるため、交流日に健康観察をする場合に一緒に名前を呼んだり、靴箱に名前の表示をしたりするなどの工夫が大切です。

Q15 交流する学級はどのように決めればいいですか。

☆打合せで最終決定しましょう

交流する学級については、打合せにより児童生徒の状況、居住地校の状況も鑑みて決定して下さい。また保育所・幼稚園・こども園からのつながりがある友達がいる学級、特別支援学校での勤務経験がある担任の学級等、個々のケースに合わせて決定してください。

【参考】 障害のある児童生徒の理解

障害のある児童生徒に関わる際には、障害の状態や特性等に応じてそれぞれ配慮が必要です。それぞれの障害種別に配慮することを述べます。配慮に当たっては、一人一人の障害の状態や特性等に応じて、以下の例に限らず、柔軟に対応することが必要です。

(1) 視覚障害

- ① 教材等を提示する場合、言葉での説明を添えるとともに、手で触って観察できるようにする。
- ② 「そこ」、「あそこ」などの指示代名詞は避け、「右手前」「〇時の方向（時計の文字盤になぞらえて説明）」などと具体的に指示する。
- ③ 慣れない場所に行ったり、初めて体験したりするときには、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする。
- ④ 文字カード等を提示する際には、輪郭やコントラストをはっきりさせたり、文字を大きく書いたりするとともに、照明等に配慮して見やすくする。
- ⑤ 視野が狭い場合には、横から近付いてくるものに気が付かなかったりするので、衝突による事故等が起こらないよう十分注意する。

(2) 聴覚障害

- ① 児童生徒が話し手の方を向いているときに、話し手は自分の顔全体、特に口元がはっきりと見えるようにして話しかける。
- ② 補聴器や人工内耳等で聞き取りやすいように、必ず声を出して話す。唇だけを動かしたり、大声を張り上げたりしないようにする。
- ③ 話が通じにくい場合には、紙に書いたり、空書きしたり、児童生徒の手のひらに指でゆっくりと文字を書いたりして確認するようにする。子どもによっては、手指の形でかな文字を表す指文字や手話を活用した会話に努める。
- ④ 活動の流れを確認したり、話し手の方を見たりするために、児童生徒が横や後ろを見たりする場合がありますので、それを認めるようにする。
- ⑤ できるだけ板書や実物、指文字、手話等を利用するなどして、視覚的な手がかりをもとに活動の流れを把握できるようにする。

(3) 知的障害

- ① 興味・関心をもつことのできる活動を工夫する。
- ② 言葉による指示だけでなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりすることによって、児童生徒が活動内容を理解しやすくする。
- ③ 繰り返してできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真等を用いて手順が分かりやすくなるようにしたりして、見通しをもちやすくする。

- ④ 得意とする活動や普段の授業で学習していること、慣れている活動を行うようにして、自信をもって活躍できる場を多くする。
- ⑤ 児童生徒の行動の意味や心情、その背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、児童生徒同士が理解し合い友達になれるようにする。

(4) 肢体不自由

- ① 歩行を妨げたり、ぶつかったりしないよう注意する。
- ② 車いすや杖等を使用する児童生徒が階段や段差のあるところで困っている場合には、どうしたらよいかを尋ね、それぞれの児童生徒に合った方法で援助する。また、必要に応じて周囲の人たちの協力を求め、安全な方法で介助するようにする。
- ③ 車いすを押す場合には、ゆっくり押すように心がける。また、前方に段差や坂道がないかをよく確かめ、急な下り坂では後ろ向きに進むなど、状況に応じた安全な押し方をする。
- ④ 話をするときは、それぞれの子どもの目の高さに合わせるように努め、気持ちを伝えるようにする。
- ⑤ 身体の動きやコミュニケーションの状態に応じて、筆記やコンピュータへの入力等を助けるための補助用具を活用したやりとりを行うようにする。

(5) 病弱・身体虚弱

- ① 活動に当たっては、保護者、担当医、教師の間で、また、場合によっては児童生徒本人も含めて、個々の児童生徒の病状や活動する際の注意事項を確認する。
- ② てんかんや気管支ぜん息等のある児童生徒は、発作がないときには他の児童生徒と同じ程度の活動が可能な場合があるので、児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動を必要以上に制限することがないように留意する。
- ③ 病気によっては急に不調になることもあるので、活動中も体調の変化に十分に注意するとともに、個々の病状や体力に応じた活動を工夫する。
- ④ 筋力低下や骨折等を伴うことが多い疾患のある児童生徒については、無理な運動にならないように留意し、主体的な活動ができるように工夫する。
- ⑤ 感染症にかかっていたり、体力や免疫力が低下していたりする場合は、ICTを活用したテレビ会議を行うなどの活動を積極的に取り入れるようにする。
- ⑥ 児童生徒の病気や状況によっては、入院や手術、病状や治療の継続、人との関わり等に不安を抱くことがあるので、子どもの気持ちを尊重しつつ、活動を広げていくようにする。

(様式1) ※本様式を参考に各校の状況によって加筆修正が可能である。

令和〇年〇月〇〇日

保護者各位

岡山県立〇〇 学校
校長 □□ □□

居住地校との交流及び共同学習について(御案内)

本校では、児童が居住地校の児童とともに学習・活動をすることによって、経験を広げ社会性を養い、好ましい人間関係を育てることができるよう、次のとおり居住地校との交流及び共同学習を計画しています。岡山県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校(以下、「居住地校」という。)におく副次的な籍のことを岡山県では「交流籍」と呼びます。「交流籍」があることにより、居住地の学校の一員として位置付けが明確になり、特別支援学校の児童生徒は「私の学校、私のクラス」、居住地校の児童生徒は「私のクラスの友達、仲間」という意識が芽生えます。居住地校交流の積極的な実施により、地域の仲間としての基盤が育ち、大人になってからも共に地域に生きる仲間としてのつながりが続いていくことが期待できます。

つきましては、居住地校との交流及び共同学習の希望の有無について、別紙調査回答用紙に必要事項を記入の上、△月△日(△)までに担任まで御提出ください。

記

- 1 実施時期 令和〇年〇月から〇月のうちの〇日程度
★居住地校と協議して、回数や内容を決めますので、必ずしも希望どおりに実施できない場合もあります。
- 2 対象者 〇〇支援学校 〇学部児童生徒の希望者
- 3 参加について
居住地校交流の仕方には「直接交流」(居住地の小・中学校に赴いての交流)と「間接交流」(学校だより・学級通信の交換、作品の掲示等、「オンラインによる交流」があります。
 - (1)直接交流
 - ①原則、保護者の送迎により行います。活動中は、様子を見守っていただくことも可能です。また、本校より教員も同行します。てんかん等の発作への対応は保護者の方でお願いします。
 - ②欠席等の場合は、必ず本校に連絡をしてください。
 - ③教材等経費が必要な場合は、保護者の負担となります。
 - ④当日は、出席扱いとなります。
 - ⑤活動中の事故によるけが等については、日本スポーツ振興センターで対応します。
 - (2)間接交流
 - ①交流の仕方について、担任が居住地校と相談をします。
 - (3)オンラインによる交流
 - ①オンライン会議システムを用いて教室同士をつないで交流をします。

(様式2) ※本様式を参考に各校の状況によって加筆修正が可能である。

交流籍を活用した居住地校との交流及び共同学習希望調査回答

在籍する特別支援学校名	岡山県(立) (支援)学校
在籍する部門・学部・学年	部門 学部 新()学年
児童生徒の ^{ふりがな} 氏名	
交流籍を居住地校に置くこと	希望する ・ 希望しない (※いずれかに○)
交流及び共同学習の希望	希望する ・ 希望しない (※いずれかに○)

※ 居住地校との交流及び共同学習を希望する場合は、以下の欄にも記入してください。

居住地校	()立()学校
交流を希望する学級	通常学級 ・ 特別支援学級 (※いずれかに○)
備考	

令和 年 月 日

保護者住所

保護者氏名

(押印不要)

- 居住地校とは、子ども(又は保護者)の居住地にある小・中学校です。
- 交流籍とは、居住地校におく副次的な籍のことです。
- 居住地校交流に関する情報は、在籍する特別支援学校と居住地校が共有しますが、目的以外に使用することはありません。
- 交流籍に関する質問や相談等がある場合は、担任まで御相談ください。

○月○日(○)までに担任へ提出してください。

※各学部1事例以上提出すること。

(様式4) ※この様式は提出後、特別支援教育課のHPに好事例として掲載するため、個人情報の取り扱いに留意して記入すること。

令和〇年度交流籍を活用した居住地校交流報告書

1. 実施日等について

学校名(学部・部門・学年)	
居住地校名(学年・学級)	
実施日時・実施方法	
実施教科等	居住地校
	在籍校
対象児童生徒への合理的配慮	

2. 活動内容について

(1) ねらい

(2) 活動の実際

事前学習	
当日	
事後学習	

※写真があれば、添付する。

※また、写真の掲載については居住地校側にも許可を得ておく。

3. 実施に当たって工夫したこと

4. 成果と課題等

※各学部1事例以上提出すること。

(様式4) ※この様式は提出後、特別支援教育課のHPに好事例として掲載するため、個人情報の取り扱いに留意して記入すること。

令和〇年度交流籍を活用した居住地校交流報告書(例)

1. 実施日等について

学校名(学部・部門・学年)	〇〇支援学校(知的・小学部・2年)
居住地校名(学年・学級)	〇〇市(町村)立〇〇小学校(2年A組)
実施日時・実施方法	令和〇年〇月〇日(金)2校時9:35~10:20 直接交流
実施教科等	居住地校 在籍校
	図画工作 自立活動
対象児童生徒への合理的配慮	出入りがしやすいように座席は廊下側の一番前にする。

2. 活動内容について

(1) ねらい

同じ地域に住む友達のことを知り、一緒に活動をする中で、自分から進んで活動に取り組むことができる。

(2) 活動の実際

事前学習	<ul style="list-style-type: none"> 手順書(居住地校担当者と打合せをした際に、撮った校内等の写真を活用して作成したもの)を使って、対象児童に事前に交流する場所の雰囲気や活動内容等を説明することで、交流当日の見通しをもてるようにした。 自己紹介で使う資料を作成し、自己紹介の練習をした。
当日	<ul style="list-style-type: none"> 事前学習を行ったことで、対象児童は意欲的に活動に参加することができた。 当日は、居住地校の図画工作「はさみあーと※」の学習を一緒に行った。(※紙を自由に切ってできた形から友達と互いに想像力を膨らませ、表現活動を楽しむ活動。) 4~5人で机を合わせて、活動を行った。その際に、「〇〇くんの形、おもしろいね。〇〇みたい。」と友達から褒めてもらい、楽しみながら活動に取り組むことができた。 また、対象児童の作品が全体の場で取り上げられ、全体の場で自分の作品を発表することができた。その際、友達と互いに想像力を膨らませ、何を表現したか等意見を交流することができた。 授業の振り返りでは、「楽しかった。」と対象児童は発表した。友達は、「〇〇くんの作品が素敵だった。」「来年は〇〇くんと一緒に他の授業をしてみたい。」と声が挙がった。
事後学習	<ul style="list-style-type: none"> 写真を見るなどして活動を振り返る中で、対象児童から「友達に手紙を書きたい。」という声が挙がったため、居住地校の友達に手紙を書いた。 手紙を書くことで、来年度の活動に対して期待がもて、在籍校での学習への意欲にもつながった。

※写真があれば、添付する。

※また、写真の掲載については居住地校側にも許可を得ておく。

写真1

写真2

写真3

3. 実施に当たって工夫したこと

- 本校の児童の様子を伝え、対象児童が得意なことを中心に活動内容を設定した。
- 事前学習として、交流前に特別支援学校の教員と居住地校交流を行うクラスをZoomでつなげ、特別支援学校教員から特別支援学校の様子について話をしたり、交流の意義について説明したりすることで障害についての理解を深め、交流に対して意欲を高めることができた。

4. 成果と課題等

事前に丁寧に打合せを行ったり、事前学習を行ったりすることで、ねらいや目的を双方が意識して取り組むことができた。そうすることで、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面にも重きを置いた実践となった。今後、継続的に取り組んでいくためにも、今回工夫したことを校内で共有し、さらに共生社会の実現に向けた取組となるよう工夫していきたい。

(参考様式)

居住地校交流 打合せシート

記入者()

打合せ日時	令和 年 月 日() : ~ :
打合せ場所	
参加者	【在籍校】
	【居住地校】

I 対象児童生徒等

対象児童生徒名	性別 (男・女)
《在籍校》 教育部門 学部・学年等	()教育部門 (小・中)学部 年 組(学級在籍児童生徒 名) (一般学級・重複学級・訪問教育)
《居住地校》 学校・学年等	立 小・中学校 (全校児童生徒数 名) 年 組 (学級在籍児童生徒 名)
障害の状態等	
本人・保護者が 希望する内容等	
安全上、特に配慮を 要する事項	
個人情報について	→活動内容によって、どこまで出すかは保護者と在籍校が後で相談する(名前、 写真、誕生日、好きな物など・・・)
好きなこと、苦手なこと	
コミュニケーション の取り方	

2 居住地校の施設・設備等

確認事項	内容	備考欄
<input type="checkbox"/> 在籍校からの距離 (移動に要する時間)	約 km (移動に要する時間:約 分)	
<input type="checkbox"/> 移動手段	徒歩・自家用車・()	
<input type="checkbox"/> 駐車可能スペース	有・無	
<input type="checkbox"/> スロープ	有・無	
<input type="checkbox"/> エレベーター等	有・無	
<input type="checkbox"/> トイレ	和式・洋式・車椅子対応	
<input type="checkbox"/> 実施場所	階	
<input type="checkbox"/> 保健室の借用	可・不可	
<input type="checkbox"/> 緊急時の病院	病院(TEL:)	
<input type="checkbox"/> その他		

3 確認事項

	確認事項	記述欄
在籍校	<input type="checkbox"/> 配慮を要する事柄の整理 居住地校へ連絡すべき配慮内容	
	<input type="checkbox"/> 対象児童生徒への事前指導の 主な内容	
	<input type="checkbox"/> 対象児童生徒への事後指導の 主な内容	
	<input type="checkbox"/> 対象児童生徒の評価の方法	
居住地校	<input type="checkbox"/> 配慮を要する事柄の把握 具体的な配慮の内容	
	<input type="checkbox"/> 教職員、保護者等への理解啓発の 方法	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への事前指導の 主な内容	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への事後指導の 主な内容	
	<input type="checkbox"/> 居住地校児童生徒の評価の方法	

4 各校の問い合わせ先

	担当者	連絡手段(例:電話、電子メール、Fax等)	連絡が取りやすい時間帯
在籍校			
居住地校			

【参考文献・資料等】

- 「特別支援学校学習指導要領」 （文部科学省 平成29年3月告示）
- 「幼稚園教育要領」 （文部科学省 平成29年3月告示）
- 「小学校学習指導要領」 （文部科学省 平成29年3月告示）
- 「中学校学習指導要領」 （文部科学省 平成29年3月告示）
- 「高等学校学習指導要領」 （文部科学省 平成30年3月告示）
- 「交流及び共同学習ガイド」 （文部科学省 平成31年3月）
- 「居住地校交流の実践ガイド」 （高知県教育委員会 令和3年12月）
- 「副籍ガイド～共に助け合う地域でのつながりをめざして～」
（兵庫県教育委員会 令和4年3月）

※ この「交流籍を活用した居住地校交流実施ガイド」は、岡山県教育委員会のホームページでの閲覧及びダウンロードすることができます。

HPアドレス

〈<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>〉

QRコード

